

原議保存期間3年
(平成22年12月31日まで保存)

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生企発第292号
平成19年10月25日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

旧警備員指導教育責任者資格者証を有する者の経過措置期間終了後における取扱いについて

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者で、改正法の施行日から2年を経過する日までの間に警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号。以下「改正規則」という。)附則第2条第1項の規定による講習(以下「特例措置講習」という。)を受講しなかったものの取扱いについては、「現行の警備員指導教育責任者資格者証を有している者に対する警備業法の一部を改正する法律施行後の警備員指導教育責任者講習及び警備員教育における取扱いについて」(平成17年11月18日付け警察庁生企発第358号)記1において示したところであるが、その詳細については下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 旧資格者証を有する者の取扱い

改正法による改正後の警備業法(昭和47年法律第11号。以下「法」という。)第22条第2項第2号の認定基準として定められた改正規則による改正後の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第8条第2号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育に関する業務に関し、前号に掲げる者に準ずる知識及び能力を有すると認められる者」に、次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者を含むこととする。

- (1) 旧資格者証を有すること。
- (2) 2の基準を満たす民間の団体等が実施する講習の課程を修了したこと。

2 民間の団体等が実施する講習の基準

民間の団体等が実施する講習は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 実施者

講習を実施する者が次のすべての要件を満たす法人その他の団体であること。

ア その役員のうち法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。

イ その役員の構成が講習の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 講習を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。

(2) 講習事項等

警備業務の区分（法第2条第1項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに、別表の講習事項、講習方法及び講習時限の基準に準拠して実施される講習と同等以上のものであること。

(3) 講師

講師は、行おうとする講習に係る警備業務の区分と同一の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有するものであって、最近3年間に「警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の運用について（通達）」（平成19年7月10日付け警察庁丁生企発第183号）5に定める講師講習会（当該区分に係る警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関することについて同通達5(4)ア、イ、ウ又はエに定める時限の講習以上の講習を行うものに限る。）の課程を終了した者であること。

(4) 修了考査

修了考査を実施し、80パーセント以上の成績を合格とすること。

3 交付申請書の添付書類の取扱い

警備業法施行規則（昭和58年内閣府令第1号）第42条第3項第1号の「同項第2号に掲げる者に該当することについての国家公安委員会規則で定める基準に適合することを証する書面」に、以下の書面を含むものとする。

(1) 旧資格者証の写し

(2) 上記1(2)の講習の課程を修了したことを証する書面の写し

4 留意事項

旧資格者証を有する者が法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（特例措置講習に係るもの及び上記1による講習規則第8条第2号の認定に係るものを含む。以下「新資格者証等」という。）の交付を受けている場合であっても、当該新資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分について上記2の基準を満たす民間の団体等が実施する講習の課程を修了したときは、当該警備業務の区分につき上記1により講習規則第8条第2号に定める者に含まれるものであること。